

平成 3 0 年度第 5 回

大阪府都市計画公聴会 記録

「東部大阪都市計画流通業務団地の変更案の概要」について

- ・団地内における土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して機能の更新及び高度化を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更

- 1 と き 平成 31 年 3 月 1 日 (金)
午後 2 時開会～午後 2 時 1 3 分閉会
- 2 と ころ 大阪府庁別館 7 階 会議室
大阪府中央区大手前三丁目 2 番 1 2 号
- 3 対象市町村 東大阪市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 参事 水谷 経輔
(2) 公述聴取者 住民等、行政関係者
(3) 公述人 1 名

[開会]

【司会 (奥林補佐)】

ただいまから、平成 30 年度第 5 回大阪府都市計画公聴会を開催します。

私は本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会に当たりまして、皆様にいくつかご協力をお願いします。

まず 1 つ目に、この建物は禁煙になっております。おたばこはご遠慮願います。

2 つ目に、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードに設定してください。

3 つ目に、公述と傍聴の皆様は開催中の撮影や録音はご遠慮ください。

4 つ目ですけれども、開催中の飲食は禁止とさせていただきますが、水分補給をしていただくことは構いませんので、適宜ご対応ください。

5 つ目ですけれども、やむを得ず途中退出をする場合は、お近くの係の者にお申しつけの上、公述に影響のない範囲でご退出いただきますようお願いいたします。

その他、受付でお渡しした注意事項をご覧ください、公聴会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願いします。

それでは、公聴会を始めます。

本日の進行につきましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

【議長 (水谷参事)】

こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明をいたします。

公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成をいたしました。

公聴会はこれら原案につきまして公述人の方からご意見をお伺いし、これを踏まえて都市計画の案を作成するために、都市計画法第 16 条の規定に基づきまして開催するものでございます。

本日は、公述申出期間内にお申出をいただきました 1 名の方にご意見を述べていただきます。

次に、今後の手続きについてご説明をいたします。

本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめます。

公述いただきましたご意見を踏まえまして、再度関係機関等との協議調整を行い、その後都市計画法第 17 条に基づきます縦覧を行うための都市計画の案を作成いたしま

す。

この案の縦覧は、同法により 2 週間行うことが定められており、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係者の方々は、大阪府に対しまして案についての意見書を提出することができます。

また、大阪府のホームページにおきましては、案の縦覧とともに本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方もあわせて掲載をいたします。

これらの縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配付いたします。

また、案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配付いたします。

この都市計画審議会の議事を経まして案が承認されれば、都市計画が正式に決定されることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。

お手元の次第をご覧ください。

この後、今回公述の申出をいただきました都市計画の原案の概要についてご説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いします。

公述は、先ほど受付でお渡しをいたしました番号札の順でお願いしますので、番号を呼ばれた方は、前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただきます内容につきましては、公述の申出をいただきましたときに提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。

申出をいただきました都市計画の案に関係のない内容につきましては、公述することができないことを念のため申し添えます。

公述いただきます時間につきましては、既にご通知しておりますとおり 30 分以内とさせていただきます。必ずしも 30 分間公述を続けていただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構でございます。

開始から 25 分経過いたしましたら、ベルを 1 回鳴らします。開始から 30 分経過いたしましたらベルを 2 回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。

公述が終わられましたら、もとのお席にお戻りください。

最後に、公述人の方、そのほかご来場の皆様をお願いをいたします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また、公述できる方は、あらかじめ申出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言・発声、あるいは拍手をするなどの行為などがありました場合は、大阪府都市計画公聴会規則第 12 条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございます。ご注意をお願いいたします。

それでは公述に先立ちまして、対象となります都市計画の原案の概要につきまして、大阪府の担当者から説明をいたします。

【説明者（平井グループ長）】

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課土地利用計画グループ長の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の案の概要という資料をご参照ください。そうしましたら東部大阪都市計画流通業務団地の変更案の概要につきまして、ご説明させていただきます。

今回、変更します東大阪流通業務団地は、阪神高速東大阪線、国道 308 号、近畿自動車道、大阪中央環状線が交差する交通の要衝に位置しておりまして、区域の面積は約 46.3ヘクタールでございます。現在、団地内の公益的施設用地の一部につきましては、周辺地域で公益性のある施設の立地が進んだこともありまして、駐車場として土地利用されており、団地内に公益的施設を誘導する必要性も低下していると考えられます。

一方、団地内の流通業務施設につきましては老朽化し、建て替え更新の時期を迎えているところでございます。

こうしたことから、団地内における土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して機能の更新及び高度化を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更を行うものでございます。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

[公述人による公述 (東部大阪都市計画流通業務団地の変更)]

【議長 (水谷参事)】

それでは、ただいまから公述をお願いしたいと思いますので、番号 1 番の方はこちらのほうにお願いいたします。

【公述人 A】 (1 番)

東部大阪都市計画変更案に対する意見の要旨及びその理由といたしまして、今回の府の計画案につきましては反対をさせていただきたいというふうに思っております。

東大阪市に位置する流通市街地は、大阪市の都心部に流通業務施設が過度に集中し、流通機能が低下するとともに自動車交通の渋滞によって都市機能が低下したことから、大阪府が定めた基本方針に則り、計画を決定されたものであると存じております。

当組合は府の計画に賛同し、本市街地に移り、以後 45 年間、恵まれた操業環境のもと事業を進めてきましたが、近年、本流通市街地周辺の開発が進むとともに住宅が市街地を取り囲み、また鉄道の延伸などに伴ってオフィスビルや大規模な商業施設、ホテルなどが立地し、45 年前とは比べ物にはならないほどの都市化・市街地化が進みました。このたび大阪府として市街化地域の使い方について、実情にあった使い方に変更されるということですが、市街化の状況において、中央環状線から西側地域は前述いたしました市街化が進み、商業施設並びにホテル等ができ、土地の使われ方が以前から大きく変化している中であって、当団地周辺においては今なお制限をかけ続けるというのは現状と合っていないというふうに考えております。

大阪メルカート協同組合は設立 45 年になり、修理・修繕に費用がかさむ状態となっております。当組合といたしましては耐震補強に多額の費用をかけるのであれば建て替えや移転を優先に進めたく、長田駅に隣接し、商業施設に隣接する場所に立地した本組

合の用地を有効活用したいと考えております。

しかしながら、本組合用地は「流通業務団地」という非常に強い制限がつけられていることから、活用の用途が限られ、土地の価格を著しく低下させられています。

大阪万博の会場に直結するこの長田エリアの制限をなくせば、さらなる賑わいを生み、商業施設や集合住宅が集結することが予想され、府や市の収入も増加するものではないのでしょうか。

今回の変更案は部分的な見直しであり、流通業務市街地全体のあり方に関する検討が十分なされていないことからこれを早急に行っていただくことを求めます。

したがって、今回の案につきましては反対させていただきます。以上です。

【議長（水谷参事）】

ありがとうございました。お戻りください。

以上をもちまして、お申出をいただきました方々の公述は終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重なご意見、ありがとうございました。

【司会（奥林補佐）】

会場の皆様には公聴会に来ていただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度第5回大阪府都市計画公聴会を終了します。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。